

介護用品（おむつ等）事業の変更について

令和6年1月から介護用品（おむつ等）事業の内容が変わります。

変更に伴い、現在宅配事業をご利用中の方、昨年購入費助成の申請をされた方も**改めて申請が必要になります**。利用中の方には申請書を順次送付していますので、下記をご確認いただき、利用継続を希望される事業対象の方及び新規で利用を希望される方は、大子町社会福祉協議会窓口にて申請をお願いします。

項目	変更後	変更前
対象者	町内に住所を有し、かつ、介護保険施設に入所していない方（入院中は除く）で、次のいずれかに該当する方 (1) 要支援2以上 の認定を受けている方 (2) 障害者手帳（身体・精神・療育）の交付を受けている方 (3) 指定難病の方（指定難病医療受給者証をお持ちの方） ※申請の際に介護度等が確認できるものをお持ちください。	町内に住所を有し、かつ、介護保険施設に入所していない方（入院中は除く）で、次のいずれかに該当する方 (1) 65歳以上の方 (2) 65歳未満の方で ①要介護（要支援）認定を受けている方 ②障害者手帳（身体・精神・療育）の交付を受けている方 ③指定難病の方
利用方法	宅配（一部購入費助成^{※1}）	宅配 + 購入費助成
上限額	要介護5・身体障害者等級1級 指定難病・障害者支援区分6 療育手帳マルAの方 ・・・8,000円/月 上記以外の対象者 ・・・6,000円/月	宅配 8,000円/月 又は6,000円/月 購入費助成 100,000円/年 又は72,000円/年
利用基準日	新規・・・申請日 継続・・・1月1日	事業を利用する年の1月1日
対象となる介護用品	紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清しき剤 ドライシャンプー おしりふきタオル 介護シート	

【※1 購入費助成について】

介護用品事業は原則、**宅配のみ**となりますが、入院中の介護用品代等については、購入費助成の対象となります。上限額については宅配利用分を含めた月の上限額となります。

- (例)・入院中に病院から請求された介護用品代
・子供用おむつ使用の児童 等

社会福祉法人 大子町社会福祉協議会

〒319-3526 大子町大字大子722-1 大子町文化福祉会館「まいん」内
TEL 0295-72-2005

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日をのぞく）